

一般廃棄物処理施設の整備



【令和3年度予算額 54,128百万円 (59,123百万円)】

【令和2年度3次補正予算額 48,929百万円】

一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

1. 事業目的

- ①市町村等が廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、市町村の自主性と創意工夫を活かした広域的かつ総合的な廃棄物処理・リサイクル施設の整備を支援する。
- ②平成当初以降にダイオキシン類対策のために整備した廃棄物処理施設の老朽化による、ごみ処理能力の不足や事故リスク増大といった事態を回避し、生活環境保全・公衆衛生向上を確保し、地域の安全・安心に寄与する。
- ③災害時のための廃棄物処理施設の強靱化及び地球温暖化対策の強化を推進する。

2. 事業内容

市町村等が行う一般廃棄物処理施設の整備には一時的に莫大な費用を要するため、本交付金、補助金による支援が不可欠である。また、災害廃棄物処理の中核を担い地域のエネルギーセンターとして災害対応拠点となる一般廃棄物処理施設の強靱化を図る必要がある。

具体的には、以下の施設整備事業の一部を支援する。

- ・エネルギー回収型廃棄物処理施設（焼却施設、メタンガス化施設等）
- ・最終処分場
- ・マテリアルリサイクル推進施設
- ・有機性廃棄物リサイクル推進施設
- ・上記に係る調査・計画支援事業 等

3. 事業スキーム

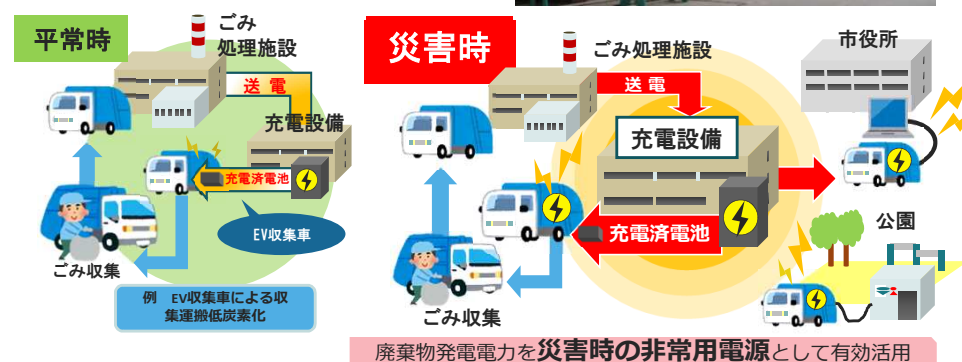
- 事業形態 交付金、間接補助事業（補助率1/3（一部1/2）、定額）
- 交付対象 市町村等
- 実施期間 平成17年度～

4. 施設整備の例



老朽化及び対策不足のため、災害時の事故リスクが懸念されている施設の整備

「盛土」を行い施設全体を周辺地盤より嵩上げすることで施設への浸水被害を回避



浄化槽の整備（循環型社会形成推進交付金（浄化槽分））



【令和3年度予算額 8,613百万円（9,613百万円）】

【令和2年度3次補正予算額 1,000百万円】

単独処理浄化槽を災害に強く早急に復旧可能な合併処理浄化槽へ転換する事業等の支援を行います。

1. 事業目的

- ① 全国に約400万基の単独処理浄化槽が残存しており、昨年度実施した緊急点検の結果として老朽化し破損している浄化槽が多数残存。浄化槽法が改正され、特定既存単独処理浄化槽の制度もできたところであり、早期に合併処理浄化槽への転換を行う必要がある。また、改正浄化槽法では、公共浄化槽制度の創設や浄化槽台帳整備等も規定されたところであり、これらの政策目的を実現し、汚水処理のリノベーション、最適化を推進する必要がある。
- ② 東日本大震災により被害のあった地域、過疎地域の実情にあった浄化槽普及を推進する必要がある。

2. 事業内容

市町村が実施する浄化槽の整備に関する事業（①浄化槽設置整備事業（個人の浄化槽の設置に対して補助する事業）、②公共浄化槽等整備推進事業（市町村が公共事業として浄化槽を整備する事業））の実施に要する費用の一部を交付金として交付する。

令和3年度においては、国土強靱化に備えた公共浄化槽の長寿命化への支援、配慮が必要な特定地域への環境配慮・防災まちづくり事業の適用拡大について補助メニューの見直し等を行う。

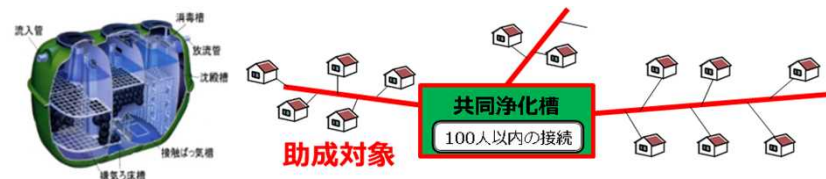
1. 浄化槽長寿命化計画に基づく公共浄化槽の改築への支援等（市町村設置型）（交付率1/3）
市町村が効率的・計画的な更新、改築を図るために策定する「長寿命化計画」に基づき、市町村整備推進事業により整備された既設の浄化槽を改築する事業を補助メニューに追加。
併せて、浄化槽整備効率化事業（交付率1/3）に市町村が定める浄化槽長寿命化計画策定に必要な調査等に要する費用を補助対象として拡充。
2. 環境配慮・防災まちづくり事業の要件見直し等（個人設置型、市町村設置型）
過疎地域における集落再構築に必要な浄化槽による汚水処理の普及を図るための設置要件の適用の見直しとともに、東日本大震災により被害を受けた地域の浄化槽整備について対象に拡充。

3. 事業スキーム

- 事業形態 交付金（補助率1/3（一部1/2））
- 交付対象 地方公共団体
- 実施期間 平成17年度～

4. 補助対象、事業イメージ

○浄化槽のイメージ



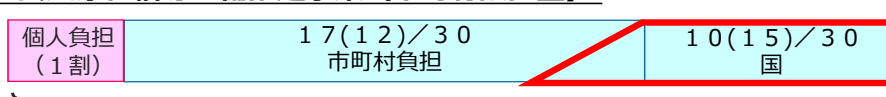
○事業スキーム



○浄化槽設置整備事業（個人設置型）



○公共浄化槽等整備推進事業（市町村設置型）



国庫助成対象額（10割）

お問合せ先： 環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課浄化槽推進室 電話：03-5501-3155